

## (足場の組立て等の業務に係る特別教育の受講について)

平成 27 年 7 月 1 日施行の労働安全衛生規則の一部改正に伴い、足場の高さに関係なくうま足場・移動式足場も含む足場の組立て、解体、変更（地上又は堅固な床上における補助作業の業務は除きます。）の作業に就かせるときは特別教育を修了していることが義務付けられています。

この特別教育を修了せず足場組立て等業務に就いたときは法違反に問われます。

建災防兵庫支部では当該教育を開催しています。詳しくは、ホームページをご覧ください。この特別教育では、建災防が独自に開発・作成したテキスト2種類（特別教育用テキスト及び、特別教育用サブテキスト（内部工事用足場編・・・うま足場や移動式足場等））と視聴覚教材（DVD）を併せて使用し、教育効果を高めた特別教育を開催しています。

（一定の人数が確保されれば出張教育についても日程調整等ご相談のうえ実施可能です。）

また、当該教育の受講に伴う経費等が厚生労働省の「建設労働者確保育成助成金」の対象になっています。（詳しくは最寄りの都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせください）